

名古屋市犯罪被害者等支援事業

● 日常生活支援（配食サービス）

概 要	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族※の居宅へ、食事を配達 ※配偶者（事実婚等を含む）又は、被害者の二親等以内の血族等
サービス 内 容	○犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族であれば、同時に複数の居宅への配達可能（配達は市内に限る） ○食事の配達は 1 日 1 回 （昼食 午前 9 時～正午、夕食 午後 2 時～午後 5 時 30 分 ※時間指定は不可） ○犯罪行為が行われた時から 1 年以内のうち最大 30 日間利用可能 ○食事は市が契約する事業者より配達 （直接受け取ることも、玄関先に置いておくことも可能）
対象要件	○被害者が市民である事案であること（発生地は問わない） ○被害事実が客観的に確認できること（警察への照会、交通事故証明、等） ○被害者やその家族・遺族がサービス実施時に市民であること
利 用 対象外	○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係（夫婦（事実婚等を含む）又は直系血族等）があり、同居していたとき （ただし、遺族が 18 歳未満の事案で、その 18 歳未満の子を監護している世帯は除く） ○被害者又は遺族が暴力団員であったとき ○サービスを提供することが社会通念上適切でないと認められるとき
申請期限	犯罪行為が行われた時から 1 年以内
必要書類	○配食サービス利用申請書 ○犯罪被害に関する申立書 ○住民票（除票） ○遺族と被害者の続柄が確認できる証明書 ○受傷日や治療期間が確認できる診断書（重傷病の場合）
受付時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
担当窓口	名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口（スポーツ市民局人権施策推進室） 電話：052-972-3042